

四街道市第12回農業委員会議事録

令和7年3月11日(火)

第12回農業委員会総会会議次第

日時： 令和7年3月11日
午後2時

場所： 福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

2. 会 長 挨 拶

3. 議事録署名委員の指名

3 番 佐 藤 由美子 委員

5 番 林 田 静 治 委員

4. 議 事

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について
議案第2号 令和6年度第1次農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
協議報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について
協議報告第4号 農地法第4条許可に伴う工事の完了報告について
協議報告第5号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について
協議報告第6号 相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について
協議報告第7号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について
協議報告第8号 農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の完了報告について

5. そ の 他

6. 閉 会

出席委員（14名）議席順

1 番 梅 澤 久 史	2 番 江 原 清
3 番 佐 藤 由美子	5 番 林 田 静 治
6 番 井 岡 信 夫	7 番 小金井 貞 夫
8 番 細 野 裕 樹	9 番 勝 山 高 治
10 番 石 川 博 行	11 番 佐 藤 慎 一
12 番 中 村 礼 奈	13 番 溝 口 貴 久
14 番 橋 本 豊	15 番 三 石 浩

欠席委員（なし）

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	井上 隆博
局長補佐	菅原 英明
主任主事	酒井 哲也
主 事	遅澤 瑞希

令和6年度第12回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和7年3月11日（火）

午後2時00分より

場所：福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

○議長（江原会長） 令和6年度第12回定例農業委員会総会を開会いたします。

2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

○議長

本日の出席委員は14名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、会議の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は3番佐藤由美子委員、5番林田委員にお願いいたします。

本日は、傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

3. 議 事

○議長 はじめに、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項および2項は関連がありますので、一括議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について、整理番号1項および2項は関連がありますので一括でご説明いたします。

申請地は、大日の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

申請人は、土地の開発・造成及び販売を主としていますが、事業規模の拡大に伴い車両置場及び資材置場が手狭になり、新たに車両置場及び資材置場が必要となりました。

1,080平方メートルの畑に賃貸借権を設定し、車両置場及び資材置場を整備するものです。

また、申請地の接道は狭く同時に道路拡幅及び進入路の整備も行います。

申請地は碎石敷きします。周囲の内側をマウンドアップし安全鋼鈑を設置し、土砂の流出等を防ぎます。

用水は使用せず、雨水は事業地内で自然浸透させます。

資金につきましては、全額自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認して

おります。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。
位置につきましては19ページ及び20ページの案内図をご覧ください。
説明は以上です。

○**議 長** 議案第1号整理番号1項および2項につきまして、去る3月4日に第3班による事前調査会が行われております。
班長の佐藤慎一委員、説明をお願いします。

○**佐藤慎一委員** 11番佐藤です。3月4日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。事業計画、土地利用計画が妥当であり、周辺農地に対する被害防除等にも努めているため、第3班としては許可相当と判断いたしました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○**議 長** 続いて、地区担当の溝口委員、説明をお願いします。

○**溝口委員** 13番溝口です。事務局及び班長から説明のとおりです。今年度隣地で何度か同様の申請がありました。特に問題はないと思います。

○**議 長** 議案第1号整理番号1項および2項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。
質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○**議 長** 質問が無いようですので、採決を行います。
議案第1号整理番号1項および2項につきまして、許可相当として県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○**議 長** 全員賛成ですので、議案第1号整理番号1項および2項につきましては、可決いたします。

○**議 長** 次に、議案第1号整理番号3項を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 2ページをお開き下さい。
整理番号3項をご説明いたします。
申請地は、吉岡の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域

内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

申請人は、中古自動車・部品の国内外の販売を主としています。事業規模の拡大に伴い駐車場が手狭になり、新たに駐車場が必要となりました。769平方メートルの畑に賃貸借権を設定し、駐車場を整備するものです。

申請地は砕石敷きし、土砂の流出等を防ぎます。

用水は使用せず、雨水は事業地内で自然浸透させます。

資金につきましては、全額自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては21ページ及び22ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第1号整理番号3項につきまして、去る3月4日に第3班による事前調査会が行われております。

班長の佐藤慎一委員、説明をお願いします。

○佐藤慎一委員 11番佐藤です。3月4日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。事業計画、土地利用計画が妥当であり、周辺農地に対する被害防除等にも努めているため、第3班としては許可相当と判断いたしました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○議 長 続いて、地区担当の勝山委員、説明をお願いします。

○勝山委員 9番勝山です。特に問題はないと思います。ただ当該地へは赤道を利用することになります。赤道の左右は、同じ所有者であるため、今後とも占有状況がないか確認したいと思います。

○議 長 議案第1号整理番号3項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

○議 長 橋本委員。

○橋本委員 14番橋本です。赤道だと狭いのではないですか。

○勝山委員 9番勝山です。道路幅は3.6メートルあり、砂利を敷いて通れる状況です。

○議 長 他に質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第1号整理番号3項につきまして、許可相当として県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号3項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号「令和6年度第1次農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」ですが、農業委員が関係する事案がございます。

当該委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定による「議事参与の制限」により審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後に入室をお願いします。暫時休憩します。

(委員1名退席)

○事務局 会長が一時退席しましたので、会議規則第29条の規定により小金井職務代理に議長をお願いします。

○議 長 (小金井職務代理) 再開します。議案第2号を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、四街道市長から農用地利用集積等促進計画案について意見を求められたので審議を求めるものです。

ここからは、産業振興課長としての立場で、ご説明いたします。

4ページから5ページになります。第1次農用地利用集積等促進計画案です。今回は、すべて新規という扱いになり、件数は5件です。

甲の欄、「利用権の設定をする者」は5人です。乙の欄「利用権の設定を受ける者、兼、転貸を行う者」は、公益社団法人千葉県園芸協会です。また、丙の欄「転貸を受ける者」は、法人2つと個人3人です。

番号1につきましては、吉岡の畑2筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は牧草地として利用、期間は10年です。

番号2につきましては、大日の畑3筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は畑として利用、期間は5年です。

番号3につきましては、長岡の田7筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は田として利用、期間は5年です。

5 ページをお開きください。

番号4につきましては、大日の畑5筆、及び内黒田の畑4筆で、いずれも新規、利用権の種類は使用貸借権、内容は畑として利用、期間は5年間です。

番号5につきましては、物井の田2筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は田として利用、期間は10年です。

6 ページをお開きください。

6 ページは、令和6年度第1次農用地利用集積等促進計画による転貸を受ける者の農業経営の状況等です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長（小金井職務代理） 議案第2号につきまして、事務局および市産業振興課から説明がありました。

質問等はございますか。

（質問・意見なし）

○議長（小金井職務代理） 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号につきまして、意見なしとして賛成される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（小金井職務代理） 全員賛成ですので、議案第2号につきましては、意見なしといたします。

○議長（小金井職務代理） 審議が終了しましたので、退席委員の入室を許可します。
暫時休憩します。

（委員1名入室）

○事務局 改めまして会長に議長をお願いいたします。

○議長 再開します。次に、協議報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 7 ページをお開き下さい。

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告いたします。

整理番号１項から３項の３件です。市街化区域内の農地の所有権を有する者が自ら農地を、専用住宅に転用する届出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第２号「農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出に対する専決処分について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** ８ページをお開き下さい。

協議報告第２号 農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第７条に基づき専決処分したのでご報告いたします。

整理番号１項から１１項の１１件です。市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、所有権の移転により、専用住宅、共同住宅、病院に転用する届出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第３号「農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** １２ページをお開き下さい。

協議報告第３号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について、千葉地方法務局より農地の転用事実に関する照会があり、調査の結果を回答したのでご報告いたします。

整理番号１項につきましては、２月７日に農業委員２名、農地利用最適化推進委員１名と事務局で現地確認を行い、２０年以上前から山林であったことを確認したため、非農地と回答いたしました。

整理番号２項につきましては、２月７日に農業委員２名、農地利用最適化推進委員１名と事務局で現地確認を行い、農地と回答いたしました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第４号「農地法第４条許可に伴う工事の完了報告について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** １３ページをお開き下さい。

協議報告第４号 農地法第４条許可に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出がありましたのでご報告いたします。

整理番号１項の貸駐車場につきましては、２月２６日に農業委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

整理番号２項の長屋住宅につきましては、２月２６日に農業委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第５号「農地法第５条許可に伴う工事の完了報告について」を議題とします。

○**事務局** １４ページをお開き下さい。

協議報告第５号 農地法第５条許可に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出がありましたのでご報告いたします。

整理番号１項の駐車場及び資材置場につきましては、２月１２日に農業委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

整理番号２項の長屋住宅（１棟）につきましては、２月１８日に農業委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第６号「相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** １５ページをお開き下さい。

協議報告第６号 相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について、相続者から相続税の納税猶予の適用を受けている農地等に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付願いがありましたので、現地調査を行い証明書を発行いたしましたのでご報告いたします。

整理番号１の物井の畑１筆の８０１平方メートルにつきましては、２月１０日に農業委員と事務局で現地調査を行い、自ら農地として利用していることを確認いたしました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第７号「農地転用許可後の工事進捗状況報告について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** １６ページをお開き下さい。

協議報告第7号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について、報告書の提出がありましたのでご報告いたします。

整理番号1項の特定建築条件付土地（13区画）については、現在造成中です。

整理番号2項の専用住宅については、現在造成中です。

整理番号3項の専用住宅については、現在造成中です。

整理番号4項の専用住宅については、現在造成中です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第8号「農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の完了報告について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 18ページをお開き下さい。

協議報告第8号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の完了報告について、転用の完了報告書の提出がありましたのでご報告いたします。

整理番号1項の農業用倉庫につきましては、2月13日に農業委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 協議報告第1号から第8号について、事務局から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、協議報告第1号から第8号は、終了いたします。

○議長 以上で、本日の議案及び協議報告については、終了いたします。

4. その他

○議長 次に、その他に入ります。

委員から何かございますか。

(発言なし)

○議長 事務局から何かありますか。

○事務局

事務局より、新年度の体制案や当面のスケジュール確保、また活動記録の提出等について周知が行われました。更に、新年度から実施される中間管理機構による農用地の貸し借りの取扱いや手続きについて委員から質問がありました。なお、今後総会には担当の産業振興課から担当者1名が出席いたします。

○議長 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

4月の開催予定については、事前調査会が令和7年4月3日の木曜日に、午前9時から第1班の委員にお願い致します。場所は新庁舎4階会議室1です。

また、総会が4月10日木曜日の午後2時から、場所は福祉センター3階会議室1です。

農地相談日は4月3日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたらお願いします。

5. 閉 会

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、会議を閉会します。

終了 午後2時44分

令和7年3月11日

農業委員会長

議事録署名委員

3 番

5 番